

広島県公安委員会告示第 57 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 30 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

| 検定 番号 | 検 定 の 有 効 期 間 | 遊技機の 種 類 | 型 式 名 | 申 請 者 名 (住 所) | 製造業者名 (住 所) |
|-------------|--|-------------|---------------------|---|------------------|
| 1 P07 05 | 告示の日 (令和 3 年 8 月 30 日)から 3 年間 | ぱちんこ 遊技機 | Pリアル鬼ごっこ 2 V 1 B | 株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地) | 左同 |